



公 共 高 第 2 7 7 号

平成 9 年 1 1 月 2 7 日

各所属長 様

公立学校共済組合高知支部長

公立学校共済組合貸付規程高知支部

施行細則の送付について（通知）

公立学校共済組合貸付規程及び貸付事業事務処理基準の改正に伴い、「公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則」を一部改正しましたので、送付します。

公立学校共済組合貸付規程 高知支部施行細則の一部改正要点

一 住宅貸付けに関する事項（第五条関係）

完了期限を貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から起算して六箇月以内に完了しなければならなかったこと。

二 様式の改正

貸付規程の改正及び貸付事業事務処理基準の改正に伴い、各種様式を改正するものとしたこと。

三 その他

その他所要の改正を行うものとしたこと。

四 施行期日

この改正は、平成九年十二月一日（申し込み）から実施するものとしたこと。

公立学校共済組合貸付規程高知支部施行細則一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(完了期限等) 第五条 住宅貸付けの借受人は、当該貸付けの対象となった不動産に係る工事又は不動産の購入を貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から起算して六箇月以内に完了しなければならない。	(完了期限等) 第五条 住宅貸付けの借受人は、当該貸付けの対象となった不動産に係る工事又は不動産の購入を貸付金の交付を受けた日から起算して六箇月以内に完了しなければならない。